

東京支社元社員における収賄容疑事案の調査の結果等について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、2026 年 5 月 20 日に東京支社元社員が警視庁に逮捕され、同日、同支社で公表いたしました郵便物等取集委託契約の入札事務をめぐる収賄容疑事案について、その社内調査結果および再発防止策をお知らせいたします。

このたびは、関係の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする弊社といたしまして、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に万全を期してまいります所存です。

1 行為者

①東京支社 郵便・物流オペレーション部 元主任（2026 年 5 月 20 日公表済のもの）

2026 年 4 月 3 日（金） 懲戒解雇

②東京支社 郵便・物流オペレーション部 元係長（①の前任）

2026 年 4 月 3 日（金） 懲戒解雇

③東京支社 郵便・物流オペレーション部 元担当部長（①の前々任）

2026 年 7 月 10 日（金） 懲戒解雇

2 発覚の端緒

2025 年 5 月 12 日、東京支社が実施した郵便物等取集委託契約の入札について、入札参加事業者から当社あてに問い合わせがあり、社内調査を行いました。

同調査の過程で関係資料を分析していたところ、特定の事業者との契約において不正の疑いを検知したため、同年 9 月 30 日に警視庁に相談し、捜査に全面的に協力していましたが、2026 年 5 月 20 日に行為者①が逮捕されるに至ったものです。

なお、社内調査の端緒となった問い合わせ内容と本件との関連はございません。

3 事案概要

(1) 東京支社の事案

項目	内容
行為者①	2025 年 2 月の郵便差出箱（ポスト）などから郵便物を回収する「取集業務」の一般競争入札に関し、金品合計 240 万円相当の供与を受けた見返りに、複数の事業者に対して予定価格を漏えいしたものの。
行為者②	事業者から金品合計 40 万円相当の供与を受けるとともに、2021 年 2 月の同入札に関し、複数の事業者に対して予定価格を漏えいしたものの。
行為者③	2021 年 2 月の同入札に関し、特定の事業者が受注できるよう、同事業者が最安値で入札したように偽装し、随意契約を行ったものの。

(2) 同種事案調査（詳細は別紙のとおり）

全支社に対して、郵便物等取集委託契約を含む全ての入札事務について同種事案調査を実施しました。

一部、入札手続上の不備および事務的ミスが確認されましたが不正は認められませんでした。

なお、同手続に関するモニタリングは定常的に行うとともに、今後、直接確認できていない行為者①に対しても確認を行う予定であり、新たな問題点などが判明した場合は、必要に応じて公表いたします。

4 調査により判明した問題点

(1) 入札事務の職務分離がされていない

一般的な調達では、支社業務主管部と契約事務担当部署が分離されているが、郵便物等取集委託契約においては、職務権限に基づき施策立案から入札事務などの契約事務まで支社業務主管部が行っており、第三者によるけん制が働かない。

(2) 取集業務における複雑な調達ルール

一般的な社内調達マニュアルのほか、郵便物等取集委託契約固有のマニュアルや試行指示（2020 年 2 月）に基づくルールが併存したため複雑な運用が属人化し、上司が不正を見抜くことが困難な状況が生じた。

(3) 試行指示の検証が不十分

2020 年 2 月に郵便物等取集委託契約事務の効率化を意図して発信した試行を指示する社内文書について、効果検証を含め、約 5 年間にわたり廃止または見直しを行っていなかったため、同社内文書から読み取れる個別交渉の簡素化や契約金額の増額容認を悪用された。

5 調査結果に基づく対応

(1) 再発防止策

項目	内容	実施時期（予定）
調達事務のフローの整理	・ 試行を指示する社内文書を廃止した上で、郵便物等取集委託契約の調達事務フローを一般的な調達事務フローに準拠するよう改正	2025 年 6 月（済）
電子入札導入	・ 郵便物等取集委託契約に電子入札を導入	2026 年 1 月（済）
入札事務の職務分離	①社内ルールを見直し、業務主管部以外の部署が入札事務を実施 ②郵便物等取集委託契約の入札事務の外部委託化	①2026 年 7 月 ②2027 年 1 月
施策試行時のスケジュールの明示	①効果検証等の試行スケジュールの社内文書への明記 ②社内指示への有効期限の明示義務化	①2026 年 7 月 ②2026 年 9 月目途
モニタリング	・ 入札に関するデータによる定常的なモニタリングを実施	2026 年 7 月
研修	・ 取引先との不当な関係性を築かないための社員研修を実施	2026 年第 2 四半期

(2) 人事処分

区分	役職	量定	人数
支社	行為者	懲戒解雇	3 人
	関係者	戒告～訓戒	8 人
本社		訓戒～注意	6 人

(3) 関係契約の措置

警察の捜査により明らかになった事業者 2 社との契約は次のとおり措置しています。

A 社（5 月 20 日逮捕事実の贈賄側）との契約：2026 年 5 月 31 日に契約終了

B 社（6 月 10 日逮捕事実の贈賄側）との契約：2026 年 6 月 10 日に契約解除通知済

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】 日本郵便株式会社 広報宣伝部 報道担当 電話：03-3477-0546	【お客さまのお問い合わせ先】 日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター ＜電話番号＞ 0120-23-28-86（フリーダイヤル） 携帯電話からご利用のお客さま 0570-046-666（通話料はお客さま負担です） ＜ご案内時間＞ 全日 8:00～21:00 ガイダンスが流れますので、「*」のあとに 「1」を選択してください。 おかけ間違いのないようご注意ください。
---	---

1 調査対象等

- ・対象部署：全13支社
- ・対象期間：東京支社以外 2021年度以降に契約締結された郵便物等取集委託契約に係る全入札案件（370件）
東京支社 2016年度以降に契約締結された郵便物等取集委託契約に係る全入札案件（205件）

2 調査方法

- ・項番1で対象契約とした全データを精査。
- ・その上で、正常に落札された契約を除き、不正のリスクが想定される契約（237件）について、稟議書類等の確認とともに担当者や関係者からのヒアリングを実施
- ・さらに、行為者①の手口に現れる特徴とデータが類似するリスクの高い契約（172件）は、担当者や関係者からより詳細にヒアリングを行うとともに事後アンケートを用いて不審な状況の有無を確認。

〔手口分析〕

行為者①について、当社が直接事情を確認できていないことから、行為者の関係した稟議書類等から不正の態様を類推。

○関係書類から判明した不正が疑われる契約の一例

前回の契約額：6,200万円	実勢価格を大幅に下回る予定価格を設定 予定価格の近似値で特定の事業者が入札し、一番札を取得（二番札は6,740万円） 一番札を取った特定の業者と随意契約で入札額を大幅に上回る金額で契約
予定価格：4,100万円	
A社の入札額：4,150万円	
契約額：8,400万円	

事象（想定手口）

手口① 契約額と予定価格の乖離

特定の事業者以外の業者を入札から排除する目的で、予定価格を不正に低く設定し、故意に不落札を発生

手口② 予定価格と入札額の差分が僅少

不落札による随意契約移行を前提に特定の事業者に予定価格を漏えい。同価格を僅かに上回る金額で入札させ、一番札を取得

手口③ 契約額が入札額を上回る契約

入札額を上回る金額で、A社と随意契約